

## 第13回東村山駅西口公益施設運営検討会

日 時:平成19年9月26日(水)第2委員会室 午後7:00~8:00

出席者:東村山駅西口公益施設運営検討会委員10名、市長、事務局3名

### ■開会挨拶(会長)

### ■市長挨拶

前回、指定管理者制度を活用する方向でご意見をいただいた。これを受け、9月議会で本施設に関する指定管理者の指定の手續に関する条例について議案を上程し、政策総務委員会において可決をされている。議会最終日において承認を受けるまで決定ではないが、一応次の準備に入れるのかなと考えている。

工事については着工の遅延により、平成21年6月末完成に変更になった。引渡しは8月頃、公益施設の稼働は秋頃になるかと考えている。

公益施設がより良く運営されるためにはどうしたらいいか、皆さんのお知恵をかりながら、多くの市民に利用され、かつ、コストを縮減できるようご助力いただきたい。

### ■出欠及び会議の公開

本日は公開会議とする。(傍聴者6名)

### ■内容 「㊟」:事務局、「・」:委員

#### 【手續に関する条例について】

- ・ 東村山市(仮称)東村山駅西口公益施設における指定管理者の指定の手續に関する条例について事務局より説明していただきたい。

㊟ これまでの経過としては、前々回の運営検討会において、公益施設に付加する機能として一表にまとめていただいた。これに基づき、管理運営を行う業者をプロポーザル方式などにより選定し、事業者のノウハウを活かしながら、現実的な管理運営のあり方を具体化すべきである。このような運営検討会の意見を受け、庁内で協議を行い、経営会議にて指定管理者制度導入の決定を行った。公正な手續で選定を行うため、東村山市(仮称)東村山駅西口公益施設における指定管理者の指定の手續に関する条例の議案を9月議会に上程した。

㊟ 条例案の内容については、第1条で公益施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手續に関し必要な事項を定めることを目的として規定している。第2条では、指定管理者に管理を行わせること、管理の業務、管理の基準を定めている。管理の範囲は、行政窓口と産業関連ブースを除いた部分になる。第3条では、利用料金を指定管理者の収入とすることを規定している。この利用料は、条例の上限の範囲内で定める形になる。

第4条では公募について定めている。周知方法としては、市報やHPを活用した

いと考えている。

第5条では申請書類、第6条では指定の基準、第7条では指定期間を定めており、指定期間は5年としている。

第8条では指定の制限、第9条では指定管理者の指定の取り消し等、第10条では指定管理者を指定又は取り消しをしたときには公表することを定めている。

第11条では協定について、第12条では準備期間中に指定管理者と必要な調整を行うことなどを規定している。

- ㊦ 政策総務委員会において、コストの話があった。想定としては直営の場合、約1億1200万、指定管理者の場合、約9200万。仮に収入を3500万とすると、直営で7700万、指定管理者で5700万の市の負担となる。また、12条の準備期間における調整としては、コンベンションホールなどの貸し出し方法、健康増進施設で行われる個々のプログラムの構成などの調整を想定している。
  - ・ 9月議会最終日の承認後はどのようになるのか。
- ㊦ その後の流れとしては、事業者の公募、プロポーザルにより指定管理候補者の選定、設置条例と指定管理者の指定について議決、その後、準備期間として先ほどの説明した調整、市民への周知、PRを行っていく必要があると考えている。平成21年6月に施設が完成した後、備品やトレーニングマシンなどの搬入を行い、開設になる。選定は、新たに設置する選定委員会が行うことになる。
  - ・ 指定の議決はどのくらいを目途にしているのか。
- ㊦ 3月又は6月の議会で上程したいと考えている。
- ㊦ 政策総務委員会において、開設時期を考えると、じっくり検討してからでもいいのではないかという意見もあったが、専門家の意見を交えて施設の検討に反映することを考え、内装等のデッドラインを見据えての対応であった。

#### 【選定委員の構成について】

- ・ 次の選定委員会について事務局より説明いただきたい。
- ㊦ 指定管理者を選定においては、透明性、公平性が重要になってくる。選定委員としては、所管部の職員などの内部委員の他、外部委員についても選出する必要があると考えられる。

外部委員は、本施設の予備知識があり、どの業者がふさわしいか判断できる市民や専門家が望ましい。この検討会は、公募の市民がいて、13回の検討を行ってきた。皆さんに選定委員になってもらうことはどうかと考えている。
- ・ 健康増進施設ということを考えれば、運動指導などの専門的な知識を有するスポーツトレーナーや運動療養士などを含めて選定していったほうが良いと思う。

■次回 10月23日(火) 午後7時00分～ 第2委員会室にて